

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 3 日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課	}	御 中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 （ 部 ）		

厚生労働省保険局医療課

「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに
関する疑義解釈資料の送付について」の一部改正について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについては、「「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」の一部改正について」（令和 7 年 12 月 3 日保発 1203 第 2 号）により、令和 8 年 1 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成 30 年 12 月 27 日事務連絡）の一部を別紙のとおり改正しますので、関係者に周知を図るとともに、窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

○「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」(平成 30 年 12 月 27 日事務連絡)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
(問 55) 施術管理者は、受領委任の承諾年月日以降の施術分の請求については、<u>様式第 6 号の 1</u> 若しくは<u>様式第 6 号の 1 の 2</u> 又は<u>様式第 6 号の 2</u> 若しくは<u>様式第 6 号の 2 の 2</u> による療養費支給申請書を使用するのか。 (答) 支給申請先の保険者等が受領委任を取り扱う場合は、そのとおり。施術管理者は、患者が加入する保険者等により、受領委任の取扱いとその他の取扱いを区分する必要がある。(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u>) 【療養費支給申請書の記入関係】 <u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u> (問 84) 申出(変更等を含む)の書類について、施術管理者が視覚障害者であり用紙への記入が困難な場合、<u>日本産業規格 A 列 3 番</u>に拡大した様式を使用してよいか。 (答) (略) (問 98) 療養費支給申請書の様式について、独自の記入欄を設ける等、適宜変更してよいか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u>) (問 99) 療養費支給申請書について、用紙の大きさの指定はあるか。	(問 55) 施術管理者は、受領委任の承諾年月日以降の施術分の請求については、<u>様式第 6 号</u>又は<u>様式第 6 号の 2</u> による療養費支給申請書を使用するのか。 (答) 支給申請先の保険者等が受領委任を取り扱う場合は、そのとおり。施術管理者は、患者が加入する保険者等により、受領委任の取扱いとその他の取扱いを区分する必要がある。(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>) 【療養費支給申請書の記入関係】 <u>様式第 6 号</u>、<u>第 6 号の 2</u> (問 84) 申出(変更等を含む)の書類について、施術管理者が視覚障害者であり用紙への記入が困難な場合、<u>日本工業規格 A 列 3 版</u>に拡大した様式を使用してよいか。 (答) (略) (問 98) 療養費支給申請書の様式について、独自の記入欄を設ける等、適宜変更してよいか (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>) (問 99) 療養費支給申請書について、用紙の大きさの指定はあるか。

(答) 原則として、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>とする。(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u>) (問 100) 療養費支給申請書について、施術管理者が視覚障害者であり、<u>日本産業規格 A 列 4 番</u>の用紙への記入が困難な場合、例外的に取扱規程に定められた様式を拡大等した申請書を使用してよい。 (答) そのような場合、例外的に<u>日本産業規格 A 列 3 番</u>などに拡大した申請書を使用して差し支えない。<u>当該日本産業規格 A 列 3 番などに拡大した申請書においてもなお記入等が困難な視覚障害者の場合には、取扱規程様式第 6 号の 1 の 2 又は第 6 号の 2 の 2 の申請書を使用して差し支えない(記入方法は手書き、パソコン等は問わない。)</u>。なお、申請書に添付する書類について、<u>日本産業規格 A 列 3 番</u>などに拡大したものを使用して差し支えない。(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u>) (問 102) 療養費支給申請書の「機関コード」欄は、何を記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u>) (問 103) 療養費支給申請書の「公費負担者番号」「公費受給者番号」「区市町村番号」「受給者番号」欄は、何を記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1</u>、<u>様式第 6 号の 1 の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>、<u>様式第 6 号の 2 の 2</u>) (問 104) 療養費支給申請書の「1 社国、2 公費、3 後高、4 退職」欄は、	(答) 原則として、<u>日本工業規格 A 列 4 版</u>とする。(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>) (問 100) 療養費支給申請書について、施術管理者が視覚障害者であり、<u>日本工業規格 A 列 4 版</u>の用紙への記入が困難な場合、例外的に取扱規程に定められた様式を拡大した申請書を使用してよい。 (答) そのような場合、例外的に<u>日本工業規格 A 列 3 版</u>などに拡大した申請書を使用して差し支えない。なお、申請書に添付する書類についても、<u>日本工業規格 A 列 3 番</u>などに拡大したものを使用して差し支えない。(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>) (問 102) 療養費支給申請書の「機関コード」欄は、何を記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>) (問 103) 療養費支給申請書の「公費負担者番号」「公費受給者番号」「区市町村番号」「受給者番号」欄は、何を記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号</u>、<u>様式第 6 号の 2</u>) (問 104) 療養費支給申請書の「1 社国、2 公費、3 後高、4 退職」欄は、
--	--

どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1</u>、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 105) 療養費支給申請書の「2本外、4六外、6家外、8高外一、0高外7」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1</u>、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1</u>、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 107) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「<u>被保険者資格に係る記号番号</u>」欄の記号と番号は、区分して記入するのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1</u>、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 108) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「発病又は負傷年月日」欄は、同意書の発病年月日を記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1</u>、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>) (問 109) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過」欄は、何を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1</u>、<u>様式第6号の1の2</u>、<u>様式第6号の2</u>、<u>様式第6号の2の2</u>)	どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号</u>、<u>様式第6号の2</u>) (問 105) 療養費支給申請書の「2本外、4六外、6家外、8高外一、0高外7」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号</u>、<u>様式第6号の2</u>) (問 106) 療養費支給申請書の「給付割合」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号</u>、<u>様式第6号の2</u>) (問 107) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「<u>被保険者証等の記号番号</u>」欄の記号と番号は、区分して記入するのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号</u>、<u>様式第6号の2</u>) (問 108) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「発病又は負傷年月日」欄は、同意書の発病年月日を記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号</u>、<u>様式第6号の2</u>) (問 109) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「傷病名、発症又は負傷の原因及びその経過」欄は、何を記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号</u>、<u>様式第6号の2</u>)
--	--

<u>の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u> (問 110) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「療養を受けた者の氏名」欄には、患者の氏名等を記入するが、被保険者の氏名は、どこに記入すればよいか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 111) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「転帰」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 112) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「施術期間」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 113) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 114) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「傷病名 (及び症状)」欄は、何を記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1</u>	(問 110) 療養費支給申請書の「被保険者欄」の「療養を受けた者の氏名」欄には、患者の氏名等を記入するが、被保険者の氏名は、どこに記入すればよいか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 111) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「転帰」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 112) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「施術期間」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 113) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 114) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「傷病名 (及び症状)」欄は、何を記入するか。 (答) (略)(取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>)
---	---

<u>の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 115) 療養費支給申請書について、従来、同一月内に複数の施術者が施術を行った場合、施術者ごとの氏名と施術日を「摘要」欄等に記入する取扱いであるが、受領委任の場合、どのように取り扱うか。 (答) (略)(取扱規程第2章の12、第4章の24(1)(3)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 116) マッサージの療養費支給申請書の「施術内容欄」の「マッサージ」及び「変形徒手矯正術」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略)(取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 117) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「訪問施術料」、「往療料」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略)(取扱規程第4章の24(1)(7)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2、様式第7号</u>) (問 118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄は、どのような金額を記入するか。	(問 115) 療養費支給申請書について、従来、同一月内に複数の施術者が施術を行った場合、施術者ごとの氏名と施術日を「摘要」欄等に記入する取扱いであるが、受領委任の場合、どのように取り扱うか。 (答) (略)(取扱規程第2章の12、第4章の24(1)(3)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 116) マッサージの療養費支給申請書の「施術内容欄」の「マッサージ」及び「変形徒手矯正術」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略)(取扱規程第4章の24(1)、様式第6号の2) (問 117) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「訪問施術料」、「往療料」欄の記入について、どのようなことに留意するか。 (答) (略)(取扱規程第4章の24(1)(7)、<u>様式第6号、様式第6号の2、様式第7号</u>) (問 118) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「一部負担金」欄は、どのように記入するか。 (答) (略)(取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 119) 療養費支給申請書の「施術内容欄」の「請求額」欄は、どのような金額を記入するか。
---	--

(答) (略) (取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 120) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明について、複数の施術者が同一の患者に施術した場合や勤務する施術者のみが施術した場合、施術証明欄に署名又は押印するのは施術管理者が行うのか、それとも従前のおり中心的に施術を行った施術者が行うのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 121) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明は、施術内容及び施術費用（一部負担金）の領収を証明するものであるが、患者等が公費負担医療制度などを利用し患者等から一部負担金を徴収しない場合、徴収した場合と同様に証明するものか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 122) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の登録記号番号について、「登録記号番号（申し出た施術者登録番号）」とされているので、申し出た施術者登録番号のみの記入でもよい。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 123) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「施術所」の「所在地」と「名称」について、出張専門施術者の場合、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1</u>	(答) (略) (取扱規程第3章の19、第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 120) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明について、複数の施術者が同一の患者に施術した場合や勤務する施術者のみが施術した場合、施術証明欄に署名又は押印するのは施術管理者が行うのか、それとも従前のおり中心的に施術を行った施術者が行うのか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 121) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の証明は、施術内容及び施術費用（一部負担金）の領収を証明するものであるが、患者等が公費負担医療制度などを利用し患者等から一部負担金を徴収しない場合、徴収した場合と同様に証明するものか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 122) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の登録記号番号について、「登録記号番号（申し出た施術者登録番号）」とされているので、申し出た施術者登録番号のみの記入でもよい。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 123) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「施術所」の「所在地」と「名称」について、出張専門施術者の場合、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>)
--	---

<u>の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u> (問 124) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「保健所登録区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 125) 療養費支給申請書の「申請欄」について、当月分のすべての施術を行った後に記入(申請)するものか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 126) 療養費支給申請書の「支払機関欄」の「支払区分」、「預金の種類」、「金融機関名」の各欄について、○で囲む様式となっているが、各欄に個別の支払区分、預金の種類、金融機関名等を直接記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 127) 療養費支給申請書の「同意記録」の各欄について、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)(8)、<u>様式第 6 号の 1、様式第 6 号の 1 の 2、様式第 6 号の 2、様式第 6 号の 2 の 2)</u>) (問 128) 療養費支給申請書の代理人への委任欄について、欄外に「給付金に関する受領を代理人に委任する場合に署名」とあるが、申請者(被保険者等)が、自らの口座を指定することは可能か。	(問 124) 療養費支給申請書の「施術証明欄」の「保健所登録区分」欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 125) 療養費支給申請書の「申請欄」について、当月分のすべての施術を行った後に記入(申請)するものか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 126) 療養費支給申請書の「支払機関欄」の「支払区分」、「預金の種類」、「金融機関名」の各欄について、○で囲む様式となっているが、各欄に個別の支払区分、預金の種類、金融機関名等を直接記入してよいか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 127) 療養費支給申請書の「同意記録」の各欄について、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第 4 章の 24(1)(8)、<u>様式第 6 号、様式第 6 号の 2)</u>) (問 128) 療養費支給申請書の代理人への委任欄について、欄外に「給付金に関する受領を代理人に委任する場合に記入」とあるが、申請者(被保険者等)が、自らの口座を指定することは可能か。
---	--

(答) (略) (取扱規程第1章の1、第3章の19、第3章の23(1)、第4章の24、第6章の36、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 129) 療養費支給申請書の代理人への委任欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(5)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 130) 療養費支給申請書の代理人への受領委任欄について、施術管理者以外の者を受領委任欄に記入し、その者に委任することは可能か。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(4)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 131) 療養費支給申請書の「施術証明欄」、「申請欄」及び代理人への受領委任欄の日付について、施術を行った月の最終施術日の日付でよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号の1、様式第6号の1の2、様式第6号の2、様式第6号の2の2</u>) (問 145) 療養費支給申請総括票(Ⅱ)は、どのように作成するか。 (答) 療養費審査委員会に提出するため申請先の保険者等が複数となる場合、保険者等ごとに作成する。さらに、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して作成する(様式の「療養費について、別添の支給申請書のとおり請求します。」の前の箇所に、はり、きゅうの場合は「はり、きゅう」、マッサージの場合は「マッサージ」等と記入)。<u>なお、取扱規程様式第6</u>	(答) (略) (取扱規程第1章の1、第3章の19、第3章の23(1)、第4章の24、第6章の36、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 129) 療養費支給申請書の代理人への委任欄は、どのように記入するか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(5)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 130) 療養費支給申請書の代理人への受領委任欄について、施術管理者以外の者を受領委任欄に記入し、その者に委任することは可能か。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)(4)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 131) 療養費支給申請書の「施術証明欄」、「申請欄」及び代理人への受領委任欄の日付について、施術を行った月の最終施術日の日付でよいか。 (答) (略) (取扱規程第4章の24(1)、<u>様式第6号、様式第6号の2</u>) (問 145) 療養費支給申請総括票(Ⅱ)は、どのように作成するか。 (答) 療養費審査委員会に提出するため申請先の保険者等が複数となる場合、保険者等ごとに作成する。さらに、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して作成する(様式の「療養費について、別添の支給申請書のとおり請求します。」の前の箇所に、はり、きゅうの場合は「はり、きゅう」、マッサージの場合は「マッサージ」等と記入)。(取扱規程第4章の25、
---	---

<u>号の1の2又は第6号の2の2の申請書を提出する場合には、療養費支給申請総括票（Ⅱ）は、別に作成する。</u>（取扱規程第4章の25、様式第9号） （問146）療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、どのように作成するか。 （答）療養費支給申請総括票（Ⅱ）の内訳を記入する。なお、同一の保険者等であっても、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して記入する（保険者等名の次に、はり、きゅうの場合は「(はり、きゅう)」、マッサージの場合は「(マッサージ)」等と記入）。また、保険者等が療養費審査委員会に委託している場合、療養費審査委員会に委託している各保険者等をそれぞれ記入する（「保険者名等」欄が不足する場合、欄を追加する又は別紙に記載するなど適宜取り繕って差し支えない。）。<u>なお、取扱規程様式第6号の1の2又は第6号の2の2の申請書を提出する場合には、療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、別に作成する。</u>（取扱規程第4章の25、様式第8号）	様式第9号） （問146）療養費支給申請総括票（Ⅰ）は、どのように作成するか。 （答）療養費支給申請総括票（Ⅱ）の内訳を記入する。なお、同一の保険者等であっても、はり、きゅう用とマッサージ用を区分して記入する（保険者等名の次に、はり、きゅうの場合は「(はり、きゅう)」、マッサージの場合は「(マッサージ)」等と記入）。また、保険者等が療養費審査委員会に委託している場合、療養費審査委員会に委託している各保険者等をそれぞれ記入する（「保険者名等」欄が不足する場合、欄を追加する又は別紙に記載するなど適宜取り繕って差し支えない。）。（取扱規程第4章の25、様式第8号）
--	---